

## 改正前後の助成内容一覧（二重枠が条例改正、太枠が規則又は要綱改正）

助成対象	区分	現行要綱		改正要綱	
		助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額
耐震診断	一般の場合	1 / 2	7万5千円	1 / 2	7万5千円
	高齢者等の場合	1 / 2	7万5千円	10 / 10	15万円
	耐震・バリアフリー改修支援の場合	10 / 10	15万円	10 / 10	15万円

種別	助成対象	区分	現行条例	現行規則	改正条例	改正規則		
			助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額		
簡易改修 (区内全域)	耐震改修 計画作成	一般の場合	1 / 2	5万円	1 / 2	5万円		
		高齢者等の場合	1 / 2	5万円	1 / 2	5万円		
		耐震・バリアフリー改修支援の場合	1 / 2	5万円	1 / 2	5万円		
	簡易改修 工事	一般の場合	一般の場合	1 / 3	40万円	1 / 3	40万円	
			緊急対応地区の場合	指定道路沿道の場合	3 / 4	60万円	3 / 4	60万円
				指定道路沿道の場合	3 / 4	60万円	3 / 4	60万円
		高齢者等の場合	一般の場合	2 / 3	80万円	2 / 3	80万円	
			緊急対応地区の場合	2 / 3	80万円	2 / 3	80万円	
		指定道路沿道の場合	5 / 6	80万円	5 / 6	80万円		
		耐震・バリアフリー改修支援の場合	5 / 6	80万円	5 / 6	80万円		
		民間木造賃貸住宅改修支援の場合	2 / 3	45万円	2 / 3	45万円		
	耐震装置 (耐震シェルター) 設置	高齢者等が居住する木造住宅に設置する耐震装置代及び設置費用の場合【新設】			9 / 10	50万円		

段階的補助の1回ごとの限度額であり、各回合計の限度額を100万円から135万円に拡充する予定

種別	助成対象	区分	現行条例	現行規則	改正条例	改正規則	
			助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	助成金の支給割合(助成率)	助成限度額	
耐震改修 (緊急対応地区のみ)	耐震改修 計画作成	一般の場合	1 / 2	5万円	10 / 10	15万円	
		高齢者等の場合	1 / 2	5万円	10 / 10	15万円	
		耐震・バリアフリー改修支援の場合	1 / 2	5万円	10 / 10	15万円	
	耐震改修 工事	一般の場合	一般の場合	1 / 2	80万円	1 / 2	135万円
			指定道路沿道の場合	3 / 4	80万円	3 / 4	135万円
		高齢者等の場合	一般の場合	2 / 3	100万円	2 / 3	150万円
			指定道路沿道の場合	5 / 6	100万円	5 / 6	150万円
		耐震・バリアフリー改修支援の場合	5 / 6	100万円	5 / 6	150万円	
		民間木造賃貸住宅改修支援の場合	2 / 3	100万円	2 / 3	150万円	
	除却	除却工事の場合【新設】			1 / 2	50万円	

注) 規則・要綱共に、平成29年4月1日からの施行を予定し、同日以後に助成対象確認申請があったものについて適用する予定

注) 不燃建築物建築促進助成事業及び主要生活道路沿道不燃化推進助成事業において除却加算を30万円の限度としているが、本条例の改正による除却費用に対する助成制度の新設に伴い、その限度額である50万円に合わせるよう当該規則等を改正予定